

2022年 12月 12日

中央社会保険医療協議会

各委員 殿

三重県保険医協会  
会長 宮崎 智徳



## オンライン資格確認義務化に関する要望

貴職におかれましては、国民の医療と健康を守るための日夜のご奮闘に敬意を表します。

三重県保険医協会は、三重県の医科開業医の7割、歯科開業医の6割にあたる約1,800人の医師・歯科医師が加入し、患者・国民の命と健康、国民皆保険制度を守るために活動している医療団体です。

今般、オンライン資格確認等システム導入が原則義務化されたことに伴い、多くの医療機関ではコロナ対応で逼迫し通常診療との併存が困難な中でシステム導入にかかる対応に追われています。

本年8月10日の中央社会保険医療協議会の医療DXの基盤となるオンライン資格確認の導入原則義務化に関する答申の際には、議論の末に「令和4年末頃の導入状況について点検を行い、地域医療に支障を生じる等、やむを得ない場合の必要な対応について、その期限も含め、検討を行うこと」との附帯意見を付けております。

全国保険医団体連合会が10月～11月に実施した全国調査「保険証廃止・オンライン資格確認等システム導入義務化意識・実態調査(8,707件回答)」によると、システム導入しない・できない理由として、レセコン等の改修に多額の費用がかかる、情報漏洩やセキュリティ対策が不安、オンライン請求をしていない、整備費用が補助金を上回る、高齢で閉院・廃院予定などの意見が多く寄せられています。また、運用開始後の医療機関におきましても4割で不具合、トラブルが発生しています。

オンライン資格確認のシステム導入は任意であり原則義務化は撤回すべきと考えますが、少なくとも2023年4月以降も、全ての医療機関が医療提供を継続できる実効性を伴った措置として、大幅な経過措置期間の設定、除外規定の対象拡大など、特段の措置を講じて頂くよう、別添の「オンライン資格確認等システム導入に係る経過措置期間の設定及び幅広の除外規定等を求める医師・歯科医師要望書」への対応を切に要望いたします。

(別添)

**オンライン資格確認等システム導入に係る  
経過措置期間の設定及び幅広の除外規定等を求める  
医師・歯科医師 要望書**

今般、オンライン資格確認導入が義務付けされたことに鑑み、システム導入は任意であり原則義務化は撤回すべきと考えますが、少なくとも2023年4月以降も、全ての医療機関が医療提供を継続できる実効性を伴った措置として、以下の措置を求める。

- 一、2023年4月よりのオンライン資格確認導入は義務ではなく任意とすることも含め、医療機関の実情に沿った扱いになるよう見直しを行うことを求める。
- 二、少なくとも、2023年4月以降もすべての医療機関が医療提供を継続できるよう大幅な経過措置・幅広の除外規定を設けるなど抜本的に見直すことを求める。
- 三、少なくとも、システム整備・管理等のコストにつき、医療機関に持ち出しが発生しないよう補助金上限について手当することを求める。